

生ごみ処理機及び処理容器購入補助金の申請について

補助交付の条件

- (1) 竹富町に住所を有し、居住している方（住民登録している人）
- (2) 生ごみ処理機又は生ごみ処理容器の管理ができる方
- (3) できた堆肥の利用に努めることができる方（自家処理できる人）
- (4) 竹富町における税金の滞納のない方（町民税、国保税等）

※補助金は予算の都合上、先着順に交付が決定されます。予算には限りがありますので年度途中で申請を締め切ることがあります。あらかじめご了承ください。

対象処理機・処理容器

☆生ごみ処理機 ※一世帯に1機まで

電力等を利用して機械的に生ごみを分解または乾燥し、堆肥化または減量化させることを目的に製造されたもの。（ディスポージャーは対象外です。）

☆生ごみ処理容器 ※一世帯に1基まで

微生物等の働きにより生ごみを発酵及び分解し、堆肥化させることを目的に製造されたもの。（処理容器と一括して購入する有用微生物（処理菌）も対象です）

補助金について

☆生ごみ処理機

購入価格の3分の2 上限額 30,000 円

☆生ごみ処理容器

購入価格の3分の2 上限額 3,000 円

- ・ただし、処理機と処理容器の補助金を重複して受け取ることはできません。
- ・購入価格に対する消費税は補助の対象外です。（消費税抜き額が対象）

購入先について

購入先の指定はありませんが、石垣市内の販売店を優先に購入してくださいませようお願いします。

申請受付期間

令和8年5月7日（木）から令和8年10月30日（金）まで

申請受付場所

竹富町役場まちづくり課窓口、各出張所

※申請書等に記入漏れ、記載誤り等があった場合は受付できません。訂正後の受付になりますのでご了承ください。

申請方法と交付までの流れ

① 申請書を提出する。

交付申請書に必要な事項を記入の上、添付書類を添えて、申請受付期間内にまちづくり課生活環境係又はお近くの出張所へ提出して下さい。

○申請のときに必要な書類

- ・生ごみ処理機及び処理容器購入補助金交付申請書
- ・見積書
- ・購入機器の仕様がわかるもの（パンフレット・カタログ等）
- ・義務履行確認書（税務課又は出張所にて発行可能）

※交付申請書はまちづくり課生活環境係又は各出張所にて配布又は竹富町ホームページからダウンロードも可能です。

② 書類審査及び内容審査後、交付内示通知書をお送りいたします。

③ 内示を決定した日から起算して2週間以内に商品を購入してください。

④ 商品購入後、実績報告書及び領収書等の写しを提出していただきます。

⑤ 書類審査及び内容審査後、交付決定・確定通知及び請求書をお送りいたします。

※購入時に販売店より領収書等（レシート不可）を発行してもらうこと。

⑥ 購入後1カ月以内に竹富町まちづくり課生活環境係またはお近くの出張所へ請求書を提出してください。

○提出する書類

- ・請求書
- ・指定振込口座の通帳の写し

※提出期限を過ぎた請求書は無効となります。

※請求書受領後、竹富町会計規則に基づき、請求日の日付から最大30日以内に、ご指定の口座へ振り込みいたします。

その他

(注意事項)

補助金の交付を受けた方は、原則として交付決定の日から数えて3年間は再度補助金交付申請をすることができません。3年経過し、かつ現在使用している処理機又は処理容器が使用不可能になった場合に限り、新たに補助金の交付申請をすることができます。

その他に、偽りの申請、不正手段などにより補助金の交付を受けたものと認めるときには補助金の返還を求めることがあります。

(連絡先・相談先)

竹富町役場 まちづくり課 生活環境係

住所 石垣市美崎町 11 番地 1

電話 0980-82-1107 (直通) FAX 0980-82-9901

時間 平日 8:30~17:15

よくあるご質問 (Q&A)

Q：機器購入に係る送料、手数料、延長保証料は補助金の対象になりますか？

A：補助金の対象にはなりません。機器本体価格、送料、手数料などがわかる明細書等の添付が必要です。

Q：機器を購入する際にポイントなどを使用した場合、助成金の額はどうなりますか？

A：本体購入価格からポイント（クーポン、割引券、商品券等）分を差し引いた実施費支払額で助成金を算出します。

Q：助成対象外の機器はありますか？

A：段ボール容器、自作の機器、ディスプレイ、ガーデンシュレッダー、繰り返し使えない機器、生ごみ以外の用途にも使える機器は対象外です。

Q：フリマサイトやオークションで購入した機器も対象になりますか？

A：転売品、中古品は補助金の対象外となります。

Q：生ごみ処理機器とその他の商品がセットで販売されている場合は、申請できますか？

A：生ごみ処理機器の本体価格が明らかとなる明細書等があれば申請可能ですが、セット価格の領収書のみでは申請できません。事前に販売先にご確認ください。

Q：処理した生ごみは、もえるごみとして出すことはできますか？

A：もえるごみでは出せません。家庭菜園やプランター等を利用し、堆肥として活用してください。（自家処理が原則）